



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第 2 2 7 号 令和 2 年 7 月 3 1 日 発行

目 次

は県例規集登載

【告示】

| 番 号 | 表 題 | 担当課名 |
|-------|--|----------------------|
| 4 9 5 | 肥料の登録事項に変更を生じた件 | もうかるブランド 推進課 |
| 4 9 6 | 肥料取締法施行条例の規定に基づき表示を 要する普通肥料及びその表示事項を定める 件の一部を改正する件 | 同 |
| 4 9 7 | 森林管理重点地域の指定を解除するに当た り指定の解除の案を縦覧に供する件 | スマート林業課 |
| 4 9 8 | 土地改良区の役員の退任及び就任について 届出があった件 | 農林水産基盤整備局 農山漁村振興課 |
| 4 9 9 | 同 | 同 |
| 5 0 0 | 土地改良区の定款の変更を認可した件 | 同 |
| 5 0 1 | 森林管理重点地域を指定するに当たり指定 案を縦覧に供する件 | 農林水産基盤整備局 森林整備課 |
| 5 0 2 | 道路の区域を変更する件 | 道路整備課 |
| 5 0 3 | 特定調達契約について一般競争入札により 落札者を決定した件 | 教育委員会 |

【選挙管理委員会告示】

| 番 号 | 表 題 | 担当課名 |
|-----|-----------------------------------|------|
| 4 7 | 政治資金規正法の規定に基づく政治団体の 解散の届出があった件 | |

徳島県告示第四百九十五号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百一十七号）第十三条第一項の規定に基づき次の肥料の登録事項に変更を生じたので、同法第十六条第二項の規定により公告する。

令和二年七月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

| 登録番号 | 肥料の種類 | 肥料の名称 | 生産業者の氏名又は名称及び住所 | | 変更年月日 |
|--------------|---------|---------------------|--|--|-----------|
| | | | 旧 | 新 | |
| 徳島県 第四〇二号 | 魚かす粉末 | 四・五 一九・〇フィッ シュボン | 鳴門化学産業株式会社 徳島県板野郡松茂町豊久字豊久開拓 五四番地 | 株式会社エヌ・シー・コトポレイシ ヨン 徳島県板野郡松茂町中喜菜字福有開 拓二〇八番地一五 | 令和二年五月十二日 |
| 徳島県 第四〇六号 | 同 | 五・〇 二〇・〇フィッ シュボン | 同 | 同 | 同 |
| 徳島県 第四四四号 | 混合有機質肥料 | 有機質肥料四号 | 同 | 同 | 同 |
| 徳島県 第四四五号 | 同 | 有機質肥料五号 | 同 | 同 | 同 |
| 徳島県 第四四六号 | 魚かす粉末 | 七・〇魚かす | 同 | 同 | 同 |
| 徳島県 第四四七号 | 同 | 七・五魚かす | 同 | 同 | 同 |

| | | | | | |
|--------------|---|---------------------|---|---|---|
| 徳島県 第四六〇号 | 同 | 七〇魚かす | 同 | 同 | 同 |
| 徳島県 第四六七号 | 同 | 四・五二〇・〇フィッ シュボーン | 同 | 同 | 同 |

徳島県告示第四百九十六号

平成十二年徳島県告示第二百四十七号（肥料取締法施行条例の規定に基づき表示を要する普通肥料及びその表示事項を定める件）の一部を次のように改正し、令和二年八月七日から施行する。

なお、この告示の施行の前日に肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第四条第一項若しくは第二項の規定による知事の登録を受け、又は同法第十六条の二第一項若しくは第二項の規定による知事への届出がされた肥料については、当分の間、なお従前の例によることができる。

令和二年七月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

表の5の項及び6の項を次のように改める。

| | |
|--|--|
| <p>5 動物由来たん白質（飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第1の2の(1)に定める動物由来たん白質であつて、同(1)の表の第2欄に定める確認済ゼラチン等以外のものをいう。以下同じ。）が原料として使用された普通肥料（6に掲げるものを除く。）</p> | <p>この肥料には、動物由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないとところで保管し、又は使用してください。</p> <p>(注) 動物由来たん白質の次に（ ）を付し、（ ）の中にその由来する動物種を記載することができるとができる。</p> <p>記載例</p> <p>この肥料には、動物由来たん白質（豚に由来するもの）が入っていますから、家畜等の口に入らないとところで保管し、又は使用してください。</p> |
| <p>6 動物由来たん白質が原料として使用された普通肥料のうち、牛、めん羊又は山羊に由来する動物由来たん白質が原料として使用されたもの又は原料事情等により使用する場合があります。</p> | <p>この肥料には、牛等由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないとところで保管し、又は使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に施用したりしないでください。</p> <p>(注) 牛等由来たん白質の次に（ ）を付し、（ ）の中にその由来する動物種を記載することができるとができる。</p> <p>記載例</p> <p>この肥料には、牛等由来たん白質（牛又は</p> |

豚に由来するもの)が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管し、又は使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に施用したりしないでください。

徳島県告示第四百九十七号

徳島県豊かな森林を守る条例（平成二十五年徳島県条例第六十七号）第十七条第一項の規定に基づき森林管理重点地域の指定を解除したいので、同条第二項において準用する同条例第十四条第三項の規定により次のとおり告示し、令和二年七月三十一日から同年八月三十一日までの間、指定の解除の案を公衆の縦覧に供する。

なお、指定の解除をしようとする区域の森林所有者等その他の利害関係人は、縦覧の期間の満了の日までに、知事に指定の解除の案についての意見書を提出することができる。

令和二年七月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 指定の種別

第二種森林管理重点地域

二 指定を解除しようとする区域

三好市東祖谷菅生四五九の一及び四六〇の一から四六〇の三まで並びに東祖谷久保九六九の一、九七四の二、九七六、九七八から九八〇まで、九八二及び九八三

三 縦覧場所及び意見書の提出先

郵便番号 七七・八五七

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県農林水産部スマート林業課森林企画担当

電話番号 八八・六二一・二四四九

徳島県告示第四百九十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定に基づき、土地改良区の役員の変更及び就任について届出があったので、同条第十八項の規定により次のとおり公告する。

令和二年七月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 土地改良区の名称

阿南東部土地改良区

二 退任役員及び就任役員

| 役員名 | 退任役員氏名 | 就任役員氏名 | 住 所 |
|-----|--------|--------|-------------|
| 理事 | 柳本 強 | 柳本 強 | 阿南市富岡町玉塚三八 |
| 同 | 島田 薫 | | 西路見町元村一六八 |
| 同 | 横手常悦 | 横手常悦 | 畷町新はり一四二 |
| 同 | 浅田 準次郎 | 浅田 準次郎 | 日開野町竹ノ八ナ二五三 |
| 同 | 幸田 裕 | | 七見町東居内二三三 |
| 同 | 浅野 勉 | | 才見町浜戸三三 |
| 同 | 福本成幸 | | 野中三一 |
| 同 | 岡久 泰 | | 見能林町貞成一四 |
| 同 | 丸山 勇 | | 西添三二 |
| 同 | 尾崎 武則 | | 中林町鎧石五八 |
| 同 | 粟飯原 豊弘 | | 大切五〇 |
| 同 | 米田 将信 | | 見能林町南林二六 |
| 同 | 八木 繁明 | 八木 繁明 | 青木二三八 |
| 同 | 吉原 知明 | | 津乃峰町長浜三〇五 |
| 同 | 上手 義雄 | 上手 義雄 | 新浜四九三 |
| 同 | | 西条 稔 | 西路見町元村九一 |
| 同 | | 北條 憲治 | 七見町東居内二四四 |
| 同 | | 小松 康宏 | 才見町高池二一 |
| 同 | | 若木 敏明 | 上才見六 |
| 同 | | 岡久 誠一 | 見能林町東浦五五 |
| 同 | | 上田 計幸 | 中林町林崎四三 |
| 同 | | 横手 茂 | 長尾四五 |
| 同 | | 森 茂 | 南林五九二 |
| 同 | | 與能本 敏幸 | 見能林町南林四四 |
| 同 | | 豊田 久光 | 津乃峰町長浜二五〇七 |
| 監事 | 幸田 智敏 | | 領家町天神前四四三 |
| 同 | 篠原 正 | | 中林町浜戸五〇 |
| 同 | 天羽 弘志 | 天羽 弘志 | 見能林町林崎一〇〇 |
| 同 | | 遠藤 宣英 | 学原町前田九八 |
| 同 | | 岡久 泰 | 見能林町貞成一四 |

徳島県告示第四百九十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定に基づき、土地改良区の役員の変更及び就任について届出があったので、同条第十八項の規定により次のとおり公告する。

令和二年七月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 土地改良区の名称

島尻土地改良区

二 退任役員及び就任役員

| 役員名 | 退任役員氏名 | 就任役員氏名 | 住 所 |
|-----|--------|--------|--------------|
| 理事 | 光岡 守 | | 阿南市那賀川町島尻六四八 |
| 同 | 島本 博 | | 六二二 |
| 同 | 酒本 敏博 | | 六六一 |
| 同 | 森本 義雄 | | 一五五―一 |
| 同 | 中田 壽 | | 三八八―一 |
| 同 | 久米 好仁 | 久米 好仁 | 一四一―七 |
| 同 | | 中田 正敏 | 六一五―三 |
| 同 | | 磯部 茂彰 | 六一二―二 |
| 同 | | 佐藤 和明 | 六〇四 |
| 同 | | 浦田 春雄 | 四七二 |
| 同 | | 岸本 悦子 | 四四五―二 |
| 監事 | 長尾 聰 | | 三八一 |
| 同 | 吉川 章子 | | 五九五―一 |
| 同 | | 太田 茂 | 四〇三―一 |
| 同 | | 藤岡 哲 | 一七三 |

徳島県告示第五百号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和二年七月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

| 土地改良区の事務所 の所在地及び名称 | 認可年月日 |
|-----------------------|-----------|
| 三好市池田町 池田土地改良区 | 令和二年六月十七日 |
| 三好市池田町 箸蔵土地改良区 | 同 十八日 |
| 三好市三野町 三野町清水土地改良区 | 同 |
| 板野郡藍住町 川口土地改良区 | 同 十九日 |
| 小松島市横須町 田浦堰土地改良区 | 同 |
| 吉野川市鴨島町 敷地土地改良区 | 同 二十二日 |
| 吉野川市鴨島町 寺谷土地改良区 | 同 |
| 鳴門市大麻町 市場土地改良区 | 同 七月二日 |
| 小松島市芝生町 田野芝生土地改良区 | 同 六日 |

徳島県告示第五百一号

徳島県豊かな森林を守る条例（平成二十五年徳島県条例第六十七号）第十四条第一項の規定に基づき森林管理重点地域の指定をしたいので、同条第三項の規定により次のとおり告示し、令和二年七月三十一日から同年八月三十一日までの間、指定案を公衆の縦覧に供する。

なお、指定をしようとする区域の森林所有者等その他の利害関係人は、縦覧の期間の満了の日までに、知事に指定案についての意見書を提出することができる。

令和二年七月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 指定の種別

第一種森林管理重点地域

二 指定をしようとする区域

三好市東祖谷菅生四五九の一及び四六〇の一から四六〇の三まで並びに東祖谷久保九六九の一、九七四の二、九七六、九七八から九八〇まで、九八二及び九八三

三 縦覧場所及び意見書の提出先

郵便番号 七七 八五七

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県農林水産部農林水産基盤整備局森林整備課林地保全担当

電話番号 八八 六二一 二四五〇

徳島県告示第五百二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎において、令和二年七月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和二年七月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 県道

| | | | | | | | |
|---|----------------|----------|-----|--|----------|-----------------------------|--------------------------------|
| 1 | 8 | 整理 番号 | 路線名 | 区 間 | 新旧 の別 | 敷 地の 幅 員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
| | 河内 勝浦 佐那 | | | 同 八六番二地先まで 同 名東郡佐那河内村下字日 ノ浦九三番地先から | 新 旧 | 五・九〇 一・九〇 五 | 四・五〇 一・四〇 七 一九〇〇 〇 |

徳島県告示第五百三三号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和二年七月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 落札に係る物品等の名称
県立学校校内LAN更新業務
- 二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
徳島県教育委員会教育政策課政策調整担当
徳島市万代町一丁目一番地
- 三 落札者を決定した日
令和二年六月三十日
- 四 落札者の氏名及び住所
アライドテレシス株式会社
東京都品川区西五反田七丁目二番一―号
- 五 落札金額
三億七千四百万円
- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 七 一般競争入札の公告を行った日
令和二年五月二十日

徳島県選挙管理委員会告示第四十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定に基づく政治団体の解散の届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年七月三十一日

一 政党の支部

徳島県選挙管理委員会委員長 芝山日出高

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 解散年月日 |
|-----------------|--------|----------|
| 自由民主党徳島県名西郡第一支部 | 有持益生 | 令和二年七月一日 |

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 解散年月日 |
|----------|--------|----------|
| 阪口克己後援会 | 阪口克己 | 令和二年七月七日 |
| 有持ますお後援会 | 有持益生 | 令和二年七月一日 |